



## 【看護管理者の育成、マネジメント強化事業】

# 認定看護管理者教育課程(セカンドレベル、サードレベル)受講促進事業 よくあるご質問

## 事業について

Q:「認定看護管理者教育課程(セカンドレベル、サードレベル)受講促進事業」は、いつまで継続されますか。

A:本事業は、2年間(2022年度～2023年度)実施する予定です。

Q:「認定看護管理者」とは何か教えてください。

A:日本看護協会が実施する試験に合格し、「認定看護管理者」として認定を受けている方を指します。

Q:認定看護管理者教育課程を受講することで、診療報酬上の評価は何かありますか。

A:診療報酬上の評価はありませんが、看護管理について系統立てて学ぶことができます。認定看護管理者の教育課程および認定看護管理者の詳細については本会ホームページをご覧ください。  
<https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cna.html>

Q:2022年度の受講促進事業で助成を受け、職員1名がセカンドレベルを受講しました。2023年度に同じ職員がサードレベルを受講する予定です。2023年度も申請できますか。

A:申請いただけます。  
2022年度に本事業の助成を受けている施設であっても、条件を満たせば2023年度事業にも申請いただけます。

Q:2022年度の受講促進事業で助成を受けました。2023年度に別の職員がセカンドレベルを受講予定です。2023年度も申請できますか。

A:2022年度の助成実績に関わらず申請いただけます。

Q:介護医療院や看護小規模多機能型居宅介護事業所です。事業の対象に含まれますか。

A:事業の対象に含まれますので、申請いただけます。



## 教育課程について

Q:看護協会が開講している認定看護管理者教育課程でなくとも助成はされますか。

A:いずれの教育機関でも助成の対象となります。(開講している教育機関の一覧を本会ホームページに掲載しています)

Q:サードレベルを開講している教育機関が、同県内にない(既に募集を終了している)場合はどうすればよいですか。

A:他県の教育機関でも助成の対象となりますのでご検討ください。

## 申請条件について

Q:受講が決定していないと申請できませんか。

A:申請時点で受講が決定していない場合、申請はできません。申請の際、「受講決定通知」や「入学許可証(証明書)」、「在学証明書」といった受講の決定を証明する書類の提出が必要になります。

Q:2022年度にセカンドレベル(サードレベル)を修了した職員がいますが、その分の申請は可能ですか。

A:2023年度の受講が、本事業の対象となります。2022年度の受講については、本事業の対象外のため申請できません。

Q:2023年度にファーストレベルを受講し、2024年度にセカンドレベルを受講する予定の職員がいますが、申請できますか。

A:ファーストレベルの受講は、本事業の対象外となります。

Q:2024年度にサードレベルを受講する予定の職員がいますが、その分の申請は可能ですか。

A:2023年度の受講が、本事業の対象となります。2024年度の受講については、本事業の対象外のため申請できません。

Q:施設内でセカンドレベルの研修受講を2人予定しています。2名分申請できますか。

A:助成は1施設につき年間1名限りとなります。受講される方1名分で申請ください。

Q:施設内でセカンドレベル1名とサードレベル1名の研修受講を予定しています。2名それぞれ申請できますか。

A:助成は1施設につき年間1名限りとなります。セカンドレベルもしくはサードレベル、どちらか1名の受講者でお申込みください。

Q:法人内に、病院・介護施設・訪問看護ステーションがあります。病院と訪問看護ステーションそれぞれの職員で、セカンドレベルの受講を検討していますが、申請は可能ですか。

A:法人単位ではなく、施設に対して助成を行います。各施設で申請条件が満たされていれば、それぞれの施設より申請いただけます。



## 助成について

Q:施設内の取り決めで、受講費用は個人負担としていますが、助成金への申請は可能ですか。施設で受講費用を負担している場合のみ適用になりますか。

A:受講費用の負担者に関わらず、申請は可能です。ただし、何らかの形で受講生に助成金が還元されるように施設内でご検討いただけますと幸いです。

Q:受講費用はどれくらいかかりますか。助成金ですべて賄うことができますか。また、余剰が出た場合は、返還が必要ですか。

A:受講費用の平均から助成額を決定しています。教育機関毎に受講費用の設定は異なるため、詳細は個別に教育機関へお問い合わせをお願いいたします。

また、助成金の使用用途の報告は求めておりません。余剰分は受講に際し必要となった経費の補填等にご使用ください。

Q:助成金の振り込み先を受講者個人の口座にすることはできますか。

A:本事業は、施設に対して助成を行うため、施設の口座を振り込み先としてご指定ください。受講者個人の口座を指定することはできません。

## 申請書類について

Q:受講の決定を証明する書類は「受講内定通知」でもよいですか。

A:受講の決定を証明する書類とは、「受講決定通知」や「入学許可証(証明書)」、「在学証明書」といったものなどが挙げられます。教育機関により発行される書類が異なるため、申請時点で、受講決定を証明するにあたり最も適切と思われる書類をご提出ください。申請後に書類を確認し、必要があれば事務局より施設にお問い合わせいたします。



Q:すでに受講が修了している場合、受講決定を証明する書類とは何を提出すればよいですか。

A:既に修了されている場合、「修了書」の提出でも申請は可能です。但し、2023年度の教育課程の修了に限ります。

Q:受講決定証は原本と写しのどちらを提出すればよいですか。

A:写しの提出をお願いします。

Q:申請書の【施設代表者】には、病院長名と看護部長名のどちらを記載すれば良いですか。

A:看護部長名ではなく、施設の代表者名(病院長名や理事長名など)を記載ください。

Q:申請書の【連絡先】には、誰を記載すればよいですか。

A:書類に不備があった際や、助成決定後の振込に関連した確認を行う際に使用します。事務局からの連絡に回答可能な方の連絡先の記載をお願いいたします。

Q:認定看護管理者の資格を持った職員が、パート職員として勤務しています。この場合、「認定看護管理者が在籍している」ことになりますか。

A:常勤・非常勤等の雇用形態によらず、認定看護管理者が施設内に在籍している場合、申請書の「認定看護管理者が在籍しています」の項目に✓をし、申請ください。



## その他

Q:200床未満の医療機関が対象の「感染管理認定看護師養成推進事業」に申請していますが、「認定看護管理者教育課程受講促進事業」にも申請しても良いですか。

A:他の助成金との併用を妨げるものではないため、申請は可能です。



2023年5月  
日本看護協会 認定部